

内部障がいとは、内臓機能障がいのことです。身体障害者福祉法には、「心臓」「呼吸器」「腎臓」「ぼうこう・直腸」「小腸」「肝臓」「H.I.Vによる免疫」の7つの機能障がいが定められています。

内部障がいの困ることの一つに、外見から分かりにくく、周囲から理解されにくいことがあります。障がいのある臓器だけでなく、全身の状態や体力が低下している傾向があるにも関わらず、そう見えないので、乗り物の優先席や障がい者用トイレを使用した時に健常者のマナー違反と誤解を受けることもあります。



外部から分かりにくいことをカバーするために、埼玉県の福祉政策課とNPO法人ハート・プラスとの協働事業として発行されているハート・プラスマークというものがあります。法的な拘束力はありませんが、このマークを身につけて見えるようにしておくことで、優先席や障がい者用駐車スペース、障がい者用トイレなどを人目を気にせず利用できます。

精神障がいのうち、統合失調症や気分障がい（そういうつ病）などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安感やいらいら感、不眠などの症状がみられます。周囲からは、怠けていたりとか、意志が弱いとか、誤解を受けることがあります。病気の症状が落ち着いてくる経過の中で認められるもので、「精神障がい」といわれます。

また、平成26年に日本平成18年に国際連合総会で採択された、障害者の権利に関する条約で「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と規定されました。これを受けた国際的には、手話言語法制定など手話の法的認知と普及の動きが広がりました。

また、南畠公民館の1階には身障者トイレ（オストメイト対応）がある

（担当／新井博海、三塚好江、新井紀子、栗田一成、加藤和代、武井香代子）

（担当／